

こども未来拠点施設整備基本構想検討懇話会設置要綱

(令和8年6月25日決裁)

(目的及び設置)

第1条 本市は、こども未来拠点施設整備基本構想を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、こども未来拠点施設整備基本構想検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) こども未来拠点施設の基本理念に関する事項
- (2) こども未来拠点施設に必要な機能、規模及び配置に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 懇話会は、委員11人以内で組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者、関係団体を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

(座長)

第4条 懇話会に、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、こども未来局こども未来拠点施設整備室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会

に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。